

# 自家用有償旅客運送制度の改革

---

令和6年4月5日  
物流・自動車局

# 自家用有償旅客運送制度の概要

- バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に、**市町村やNPO法人**などが、**自家用車を活用**して提供する、**有償の旅客運送**。
- 現在は、省令により「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」のみが認められている。



**種類**  
※数値はR5.3.31時点

(交通空白地) **698団体、4428車両**  
(福祉) **2428団体、14044車両**

**利用者**

(交通空白地) **地域住民・観光客**  
(福祉) **介護を必要とする者**

**提供体制**

(運送主体) 市町村、NPO法人等  
(使用車両) **自家用車（白ナンバー）**  
(ドライバー) **第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等**

**運送の対価**

- ①法律により、「**実費の範囲内**」の収受が認められている。
- ②タクシーの約8割を目安

**登録要件**

- ① **安全体制を確保**すること（**運行管理・整備管理の責任者の選任等**）。
- ② **地域の関係者**（※）において**協議が調う**こと。  
（※）地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等

## 第212回国会 岸田総理所信表明演説 (令和5年10月23日) (抜粋)

- 地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいります。

## 第1回デジタル行財政改革会議 (令和5年10月11日) (抜粋)

- 齊藤大臣においては、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、タクシー・バス等のドライバーの確保や、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用などの検討を進めるとともに、西村大臣と協力して、自動運転やドローンの事業化を加速してください。



## 第3回デジタル行財政改革会議 (令和5年12月20日)

- 「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む 【年内】
- 実施主体から受託により株式会社が参画できることを明確化 【年内】
- 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進 【年内】
- 一定のダイナミックプライシングを導入する【年度内】
- 自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する 【6月まで】
- 「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直し 【6月まで】
- 運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直し 【6月まで】

3頁

4頁

- 令和5年末に実施した自家用有償旅客運送制度の運用改善を踏まえて、石川県加賀市、小松市をはじめとする各地域の市町村において、新たな制度の社会実装に向けて着実に動いている。

## ＜加賀市＞

- ・特にタクシーが減少する夜間の時間帯（19～23時）、市内全域で運行。
- ・昼間の時間帯（7時～19時）においても、加賀温泉駅又は市内宿泊施設を発着地とする場合に運行。
- ・対価は、タクシー運賃の「約8割」とする。

## ＜小松市＞

- ・特にタクシーが減少する夜間の時間帯（17～24時）、市内全域で運行。
- ・対価は、タクシー運賃の「約8割」とする。

### 加賀市版ライドシェアのドライバーを募集します！

更新日：2024年02月13日

バスやタクシーの運転手不足などにより、市民や観光客の移動手段が不足している状況の中、令和6年3月16日には北陸新幹線加賀温泉駅の開業が予定され、これまで以上の多くの来訪者が予想されることから、移動手段の確保が必要とされています。

そこで、新たな移動手段として、自家用車を活用した地域の助け合いによる「**加賀市版ライドシェア**」を実施します。

市民や観光客のために、自家用車と空いている時間を有効に使い、**地域活動に力を貸していただけるドライバーを募集**します。

(石川県加賀市HPより)



(小松駅・石川県小松市より提供)

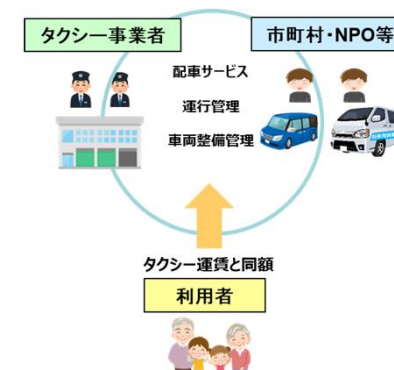
# 今年度予定している制度改善

## ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する。
  - ① 通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
  - ② 手法としては、
    - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
    - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
  - ③ 一定期間に收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

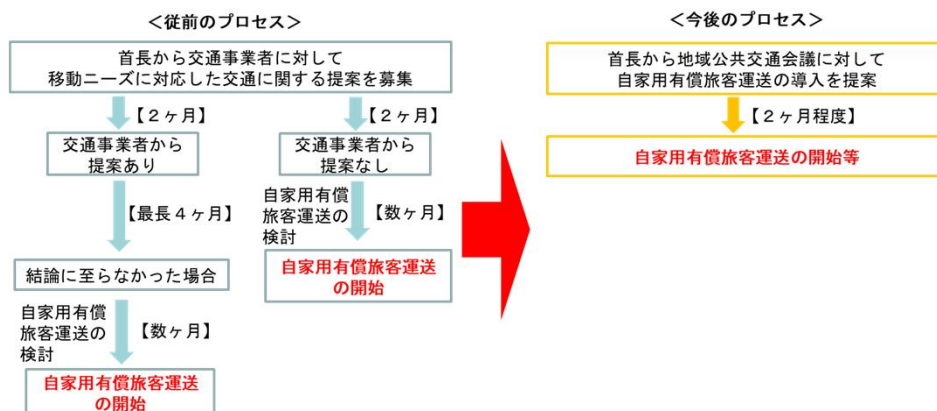
## タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する。



## 地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する。



## 運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内であればよいことを通達上明記する。

